



吉野作造記念館
の管理に関する基本協定書



第1章 総則	
第1条 (本協定の目的)	1
第2条 (指定管理者の指定の意義)	1
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第4条 (信義誠実の原則)	1
第5条 (指定管理者の責務)	1
第6条 (用語の定義)	1
第7条 (管理物件)	1
第8条 (指定期間)	1
第9条 (会計年度)	2
第2章 本業務の範囲と実施条件	
第10条 (本業務の範囲)	2
第11条 (甲が行う業務の範囲)	2
第12条 (業務実施条件)	2
第13条 (業務範囲及び業務実施条件の変更)	2
第3章 本業務の実施	
第14条 (本業務の実施)	2
第15条 (開業準備)	3
第16条 (管理の基準)	3
第17条 (施設利用の不承認)	3
第18条 (利用の制限)	3
第19条 (秘密の保持)	3
第20条 (個人情報の保護)	3
第21条 (情報公開及び自己情報開示)	3
第22条 (要望・苦情に対する処理)	3
第23条 (第三者による実施)	4
第24条 (緊急時の対応)	4
第25条 (管理物件の維持保全)	4
第26条 (環境への配慮)	4
第4章 業務実施に係る甲の調査・確認事項	
第27条 (本業務に関する情報の提供)	4
第28条 (事業計画等の提出)	4
第29条 (月次等報告書)	4
第30条 (事業報告書)	5
第31条 (甲による業務実施状況の確認)	5
第32条 (甲による業務の改善勧告)	5
第33条 (施設利用者のアンケートの実施)	5
第34条 (監査委員の監査)	5
第5章 管理経費及び利用料金等	
第35条 (指定管理料の支払い)	6

第36条
第37条
第38条
第39条
第6章
第40条
第41条
第7章
第42条
第43条
第44条
第45条
第46条
第47条
第48条
第8章
第49条
第50条
第51条
第9章
第52条
第53条
第54条
第55条
第10章
第56条
第57条
第58条
第59条
第60条
第61条
第62条
第63条
別紙1
別紙2
別紙3
別紙4
別紙5
別紙6

	第36条 (指定管理料の変更)	6
1	第37条 (利益の還元)	6
1	第38条 (利用料金収入の取扱い)	6
1	第39条 (利用料金の決定)	6
1	第6章 備品等の扱い	
1	第40条 (甲による物品の貸与)	6
1	第41条 (乙による物品の購入等)	7
1	第7章 損害賠償及び不可抗力	
1	第42条 (損害賠償等)	7
2	第43条 (第三者への賠償)	7
	第44条 (保険)	7
2	第45条 (不可抗力発生時の対応)	7
2	第46条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)	7
2	第47条 (不可抗力による一部の業務実施の免除)	8
2	第48条 (その他責任分担)	8
	第8章 指定期間の満了	
2	第49条 (業務の引継ぎ等)	8
3	第50条 (原状復帰義務)	8
3	第51条 (備品等の取扱い)	8
3	第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し等	
3	第52条 (甲による指定の取り消し)	9
3	第53条 (乙による指定の取り消し)	9
3	第54条 (不可抗力による指定の取り消し)	9
3	第55条 (指定期間終了時の取扱い)	9
3	第10章 その他	
4	第56条 (権利・義務の譲渡の禁止)	10
4	第57条 (定期的な事務打合せの実施等)	10
4	第58条 (自主事業)	10
4	第59条 (請求, 通知等の様式その他)	10
4	第60条 (協定の変更)	10
4	第61条 (解釈)	10
4	第62条 (裁判管轄)	10
4	第63条 (疑義についての協議)	10
5	別紙1 (第6条関係) 用語の定義	12
5	別紙2 (第7条関係) 管理物件	13
5	別紙3 (第10条関係) 基準書	14
5	別紙4 (第20条関係) 個人情報取扱特記事項	18
5	別紙5 (第48条関係) 本業務に関する責任分担	19
6	別紙6 備品等 (I種) リスト	20

吉野作造記念館の管理に関する基本協定書

大崎市教育委員会（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人古川学人（以下「乙」という。）とは、次のとおり、吉野作造記念館（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、事業者たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（指定管理者の責務）

第5条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、本施設が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、本業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（用語の定義）

第6条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第7条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第8条 吉野作造記念館条例（平成18年大崎市条例第132号）（以下「条例」という。）第10条に規定

する業務を行わせる指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(会計年度)

第9条 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第10条 第3条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 甲が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 管理施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 管理施設の利用の許可、取消し等に関する業務
- (4) 管理施設の利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙3 基準書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第11条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 本施設の目的外使用許可
- (2) 管理物件の改造、増築、改築、移設、大規模修繕等

(業務実施条件)

第12条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、基準書に示すとおりである。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第13条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第10条で定めた本業務の範囲及び前条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 本業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う管理経費の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第14条 乙は、本協定、年度協定、条例、及び関係法令等のほか、募集要項等及び事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

2 協定、募集要項等及び事業計画書の中に矛盾又はそこがある場合は、本協定、募集要項等、事業計画書の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて基準書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第15条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理物件の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(管理の基準)

第16条 乙は、募集要項等に定める管理の基準を遵守しなければならない。

(施設利用の不承認)

第17条 乙は、条例第5条第3項の規定により、利用の不承認を行うときは、甲へ事前に協議し同意を得ることとする。ただし、やむを得ず事前に協議を得ず不承認を行った場合は、事後に速やかに甲へ報告しなければならない。

(利用の制限)

第18条 乙は、条例第5条第4項の規定により、利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すときは、甲へ事前に協議し同意を得ることとする。ただし、やむを得ず事前に協議を得ず利用の制限を行った場合は、事後に速やかに甲へ報告しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、本業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報公開及び自己情報開示)

第21条 乙は、本業務の実施に関する情報の公開及び本業務の実施に当たり保有する個人情報の本人への開示等を行うため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は前項の必要な措置を講ずるに当たっては、規程を定め、これに従い行わなければならない。この場合において、当該規程は、甲が示す基準を満たすものでなければならない。

(要望・苦情に対する処理)

第22条 施設利用者からの要望・苦情に対して、乙の本業務の範囲内の事項については、乙が第1次的に対応するものとする。また、対応に当たっては、要望・苦情に関する責任者を設置し、適切に対応を行うものとする。

2 前項の責任者は、苦情・要望に対して、速やかに回答しなければならない。ただし、甲の権限に属する要望事項については、甲へ引き継ぐものとする。

(第三者による実施)

第23条 乙は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙が本業務を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時の対応)

第24条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(管理物件の維持保全)

第25条 管理物件の改造、増築、改築、移設、大規模修繕等については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理物件の改修、修繕については、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては乙が自己の責任において指定管理料の範囲内で実施するものとし、1件につき10万円(消費税及び地方消費税含む。)以上のものについては甲と乙の協議の上、実施するものとする。

(環境への配慮)

第26条 乙は、本業務の実施に関し、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達(グリーン購入)などの環境配慮を行わなければならない。

第4章 業務実施に係る甲の調査・確認事項

(本業務に関する情報の提供)

第27条 乙は、本業務の実施に伴い、作成し、又は取得した情報について、甲から求めがあったときは、速やかに甲に提供しなければならない。

(事業計画等の提出)

第28条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、次の各号に示す事項を記載した事業計画等を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 翌年度の事業計画
- (2) 翌年度の収支予算
- (3) その他甲が指示する事項

2 甲及び乙は、事業計画等を変更しようとするときは、甲乙の協議により決定するものとする。

(月次等報告書)

第29条 乙は四半期終了後14日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理運営業務に関する経理の状況
 - ア 指定管理業務にかかる支出明細

イ 利用料金収入の実績

ウ 利用者数

(事業報告書)

第30条 乙は、毎年度終了後、6月末日までに本業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理運営業務に関する経理の状況
- (3) 利用許可及び利用拒否の件数
- (4) サービスの向上を図った事項並びにその成果及び課題
- (5) 環境配慮の取り組み状況
- (6) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が第52条から第54条までの規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して14日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第31条 甲は前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第32条 前条による確認の結果、乙による業務実施が基準書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(施設利用者のアンケートの実施)

第33条 乙は、施設利用者の利便性の向上の観点から、アンケートを実施し、施設利用者の意向・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について甲に報告しなければならない。

2 乙は、施設利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、本施設又は業務等に関する利用者の要望・苦情等に迅速かつ適切に対応しなければならない。

(監査委員の監査)

第34条 乙は、大崎市監査委員により経理等の状況についての監査の請求があった場合、これを受けなければならない。

2 乙は、
ければ

(指定

第35条

2 甲が乙

(指定

第36条

り合意

ること

2 甲また

3 変更の

(利益

第37条

収入額

えた場

が基準

等の対

2 前項に

(利用

第38条

(利用

第39条

の決定

る。

(甲に

第40条

2 乙は、

3 備品等

議によ

4 乙は、

- 2 乙は、前項に定める監査により業務改善の指摘があった場合は、速やかにそれに対する是正措置を行わなければならない。

第5章 管理経費及び利用料金等

(指定管理料の支払い)

第35条 甲は、本業務実施の対価として、乙に指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第36条 甲または乙は、指定期間中に賃金水準及び物価水準の変動、並びにその他のやむを得ない事由により合意された指定管理料が不適当となった場合は、相手方に対し通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

- 3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利益の還元)

第37条 乙は、年度終了後、本協定第30条に定める事業報告書にて報告する収支内容について、剰余金（総収入額から総支出額を控除した金額）が、基準利益（当該年度の総収入額に基準利益率を乗じた額）を超えた場合は、その超過した額に還元率2分の1を乗じた額を甲へ還元するものとする。なお、剰余金の額が基準利益の額を下回った場合は、必要な利益等を認めたいうでの事業活動の成果であることから、補填等の対応はしないものとする。

- 2 前項に規定する還元の方法については、年度協定で定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第38条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第39条 利用料金は、乙が、条例第5条に規定する使用料の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第6章 備品等の扱い

(甲による物品の貸与)

第40条 甲は、別紙2に示す備品等（以下「備品等（I種）」という。）を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。

- 3 備品等（I種）が経年劣化等により本業務実施の用に供できなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

- 4 乙は、故意又は過失により備品等（I種）をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に

対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による物品の購入等)

第41条 乙は、別紙2に定める備品等(以下「備品等(Ⅱ種)」という。)を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等(Ⅱ種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。(以下「備品等(Ⅲ種)」という。)

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第42条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第43条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第44条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第45条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第46条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

なければな 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

購入又は調 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

は、自己の費 (不可抗力による一部の業務実施の免除)

第47条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議のうえ、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(その他責任分担)

第48条 本業務に関する甲と乙の責任の分担については別紙5のとおりとする。

第8章 指定期間の満了

した損害を甲
部又は一部を

(業務の引継ぎ等)

第49条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

の損害を賠償 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

乙に対して、 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第50条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の取扱い)

第51条 本協定の終了に際し、備品等の取扱いについては、次のとおりとする。

をとり、不可 (1) 備品 (I種) 及び備品 (II種) については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

容や程度の詳 (2) 備品 (III種) については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

不可抗力の半

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し等

(甲による指定の取り消し)

第52条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (2) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (3) 指定に当たって乙の不正行為が明らかになったとき。
 - (4) 乙が差押、仮差押又は仮処分などにより業務の継続が困難になったとき。
 - (5) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。
 - (6) 業務に際し不正行為があったとき。
 - (7) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員の統制下にある者、又は暴力団の利益となる活動に関与している者や暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (8) その他乙が管理業務を継続することが適当でないとき。
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、大崎市行政手続条例（平成18年大崎市条例第15号）の規定に従って行うものとする。
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
- 4 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲に損害・損失が生じた場合は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取り消し)

第53条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第54条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第55条 第49条から第51条までの規定は、第52条から第54条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はこの限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

期間を定め 第56条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(定期的な事務打合せの実施等)

第57条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る事務打合せを定期的実施するものとする。

2 乙は、甲、乙及び関連する企業、団体、外部有識者、利用者等により構成される運営協議会を設置することができる。

(自主事業)

第2条第2号に 第58条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

る活動に関与 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3年大崎市条 3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

命じた場合に 第59条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

命じた場合に 2 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

るものとする。 (協定の変更)

第60条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第61条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

る範囲で甲が 第62条 本契約に関する紛争は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義についての協議)

した場合に、 第63条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年2月12日

(甲)

宮城県大崎市岩出山字船場21番地

大崎市教育委員会

教育長 熊野 充利 ⑩



(乙-指定管理者)

所在地 宮城県大崎市古川福沼一丁目20番15号

名称 特定非営利活動法人 古川学人

代表者 理事長 佐藤 俊明 ⑩



別紙1 (第

1 「指定

2 「指定

3 「指定

4 「基準

5 「自主

のことも

6 「事業

7 「年度

8 「不可

口、暴

数の増減

9 「法令

10 「募集

11 「募集

のこと

12 「利用

る。

別紙1 (第6条関係) 用語の定義

- 1 「指定期間」とは、大崎市議会で議決された指定期間をいう。
- 2 「指定開始日」とは、指定期間の開始日をいう。
- 3 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- 4 「基準書」とは、吉野作造記念館指定管理者募集要項に示された本業務に係る基準書のことをいう。
- 5 「自主事業」とは、本協定で示された本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- 6 「事業計画書」とは、本施設の指定管理者の募集にあたり、乙が提出した事業計画書のことをいう。
- 7 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- 8 「不可抗力」とは、天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- 9 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- 10 「募集要項」とは、吉野作造記念館指定管理者募集要項のことをいう。
- 11 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料(基準書を含む。)、及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- 12 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。

番15号

別紙2 (第7条関係) 管理物件

1 管理施設

(1) 施設所在地 大崎市古川福沼一丁目2番3号

敷地面積 9,331.00㎡

(2) 施設概要

建物面積 1,968.00㎡

延床面積 1,725.05㎡

構造 鉄筋コンクリート造 平屋建

(3) 敷地内の外構及び植栽

2 管理物品

(1) 備品等 別紙6のとおり

別紙3 (第

この基準
料」という

1 条例第

(1) 吉野

①資料

②現在

(2) 資料

資料

実施

(3) 吉野

①記念

②大崎

(4) 市民

①市民

(5) 記念

①地境

(6) その

2 利用請

乙は、

等な対応

①利用

ア

イ

ウ

エ

②利

この基準書は、条例及び吉野作造記念館条例施行規則(平成18年教育委員会規則第249号)(以下「資料」という。)に基づく、本施設の乙が行う本業務の細目を示すものである。

1 条例第4条に規定する事業の実施に関する業務

(1) 吉野作造に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保存及び調査研究

①資料の収集を行うとともに、収蔵資料に関する調査研究及び資料整理を行うこと。

②現在の保管状況を維持するとともに、適切な管理及び保存を行うこと。

(2) 資料の展示並びにその利用に関する説明及び指導助言

資料の閲覧への対応や企画展の開催など、収蔵資料の展示、利用促進に向けた計画を作成し、事業を実施すること。

(3) 吉野作造に関することの普及事業及び交流事業

①記念館の広報活動や研究紀要の出版などの普及事業を行うこと。

②大崎市内の小中学校との連携を積極的に行い、児童・生徒の利用促進を図ること。

(4) 市民生活と政治に関する学習事業

①市民生活と政治に関する学習事業

(5) 記念館を活性化させるための事業

①地域、他の施設との連携を図ること。

(6) その他市民の教育及び文化の向上並びに豊かな地域文化創造に資する事業

2 利用許可、取消し等に関する業務並びに利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務

乙は、施設の利用許可権限を有することになることから、許可等に際しては、利用者に対して公平・平等な対応に努めること。

①利用許可に関すること。

ア 条例第5条に基づく許可のほか、本施設の利用の予約や利用(変更)許可申請書の受理の業務

イ 条例第5条第3項の各号のいずれかに該当するときの許可制限業務

ウ 条例第5条第4項による許可取消又は利用停止の業務

エ その他利用許可に関する業務

②利用料金等徴収に関すること。

ア 利用料金は、条例に規定する使用料の範囲内において甲の承認を受けて定めるものとし、徴収した利用料金は、乙の収入とする。

イ 本施設の利用促進を図るため、条例第8条により、利用料金の減免を行うものとする。

ウ 上記以外の付属備品及び設備等の利用については、甲と乙の協議のうえ、乙が実費徴収することができるものとする。

③入館者等の遵守事項及び入館の制限

本施設においては、規則第9条及び第10条の規定に基づき、入館者等への遵守事項の徹底及び入館の制限を行うこと。

④目的外使用に関すること。

ア 乙が本施設の設置目的又は用途以外に施設を使用する場合は、事前に協議を行うこと。

イ 他の事業者の目的外使用許可による費用負担

乙は、指定管理期間中に新たに他の事業者が甲の許可を得て、自動販売機等の設置を行った場合、この設置により新たに発生する電気代等、乙の費用負担となる部分については、乙が費用を徴収することができるものとする。

⑤その他適正な利用に関すること。

ア 本施設の利用案内や各種事業等の情報提供等により、本施設の適正利用が行えるよう利用者へ配慮すること。

イ 電話・FAX等での各種問合せ等については、親切丁寧に対応をすること。

ウ 甲や公共的な団体等からのパンフレット・ポスター等配布物を掲示し、利用者へ情報提供をすること。

エ 甲や公共的な団体等からのアンケートに誠実に回答し、各種申請書を的確に受付すること。また、その他甲等からの各種依頼への対応に努めること。

3 施設及び設備の維持管理に関する業務

管理する範囲は、設備等を含む本施設とその敷地とし、次の点に注意し、維持管理業務を行うこと。

(1)管理上の注意点

①本施設を安全かつ安心して利用できるように、日常的に点検を行い、本施設の管理を行うとともに、建築物等の不具合（軽微な場合を除く。）を発見した際には、速やかに甲に報告すること。

②乙が、この業務を第三者に委託して業務を行う場合は、事前に甲の承諾を受けること。

(2)施設設備維持管理

乙が行う施設設備の維持管理業務は、次の表に示す業務と業務内容とする。

①清掃

日常清掃 館内・駐車場・建物廻りの清掃
定期清掃 床面洗浄ワックス 窓ガラス清掃
特別清掃 教育委員会の指示による箇所

②施設管理

施設の維持管理, 駐車場の維持管理

③防犯及び保安警備

職員が常駐しない場合警備保安業務を行うこと。

④自動ドアの保守・管理

定期点検 年3回

⑤電気設備保守・管理 電気設備定期保守点検

月次点検：需要設備 1ヶ月1回

年次点検：年1回

臨時点検：必要な都度

⑥常設展示設備及びその他館内展示設備の保守・管理

展示装置点検 年1回

⑦消防設備保守点検

自動火災報知器, 誘導灯及び誘導標識, 消火器, 防火排煙設備法定定期点検

(機器点検 6ヶ月に1回 総合点検 12ヶ月に1回)

⑧換気, 冷暖房設備の保守管理

⑨受水槽清掃

⑩施設周辺環境整備

⑪その他必要な施設の保守点検

(3)備品管理

①甲所有の備品については、乙に無償で貸与するものとし、備品台帳により引き継ぐものとする。

②乙は、甲所有の備品について適切に管理し、利用者に貸し出しするときは、利用申請書と報告書の受理及び操作指導を行うこと。

③乙又は利用者の故意又は過失により、甲所有の備品に損傷を与えた場合は、乙及び利用者の責任において

賠償しなければならない。

④乙が、指定管理料内で備品を購入した場合は、乙の所有に属するものとする。

⑤備品に追加、変更、移動があった場合は、事前に甲の承認を得た上で備品台帳に記載し、年間の実績報告時に報告するものとする。

⑥吉野作造に関する資料の購入、寄贈、寄託、借用、特別利用に関する取扱いは、吉野作造記念館資料の取扱要領に定めるとおりとする。

(4)危機管理対応

①災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成するとともに、緊急事態の発生時には、大崎市防災計画に準じた確かな対応がとれるよう体制を整備すること。

②防火管理者を選任し、消防計画を作成し、これに基づき消防訓練計画の通知等を行うこと。

③県や市が吉野作造記念館を災害などにより、住民の避難場所として使用する必要があると認める場合、その指示に従うこと。その際、必要な経費は別途協議する。

④施設の管理運営にあたり、甲及び乙が加入しなければならない保険は次のとおりとする。

保険名	保険内容	加入者
建物総合損害共済	火災、風災、水災等による損害てん補	甲
市民総合賠償補償保険	第三者への賠償責任負担、主催・共催行事補償	甲
施設賠償責任保険、第三者賠償保険	行事傷害、賠償責任、職員災害補償	乙

4 自主事業に関すること。

乙は、本業務とは別に、本施設の設置目的の範囲内で自主事業を提案・実施することができるものとする。

(1)事業実施上の注意点

①事業の実施にあたっては、自己の費用と責任において行うものとし、自主事業に要する経費に指定管理料を充当しないこと。

②事前に事業計画書を作成し、事業内容を甲と協議し承諾を受けること。

③自主事業によって得た利益は、乙の収入とすることができる。

④自主事業の内容が本業務に支障を与えている場合、又は本施設の設置目的を逸脱していると判断される場合には、甲と乙の協議により事業内容の調整又は改善を指示することがある。

別紙4 (第20条関係) 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定に係る業務(以下単に「業務」という。)の実施に当たっては個人の基本的な権利を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(紛失、破損及び漏えいの防止等)

第5条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(資料の返還等)

第6条 乙は、業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙5 (第48条関係) 本業務に関する責任分担

◎:主分担 ○:従分

項 目		乙	甲
1	施設の運営業務 (募集要項「4 管理運営の基準」及び「7 指定管理者が行う業務」)	◎	
2	施設の維持管理 (設備, 備品管理, 清掃, 施設保守点検, 安全衛生管理, 小破修繕, 光熱水費, 電話料等支出)	◎	
3	施設の利用許可, 利用の許可の取り消し	◎	
4	利用料金の徴収, 減免及び返還に関する業務	◎	
5	目的外使用に関する事 (許可を除く。自動販売機等の設置業者との連絡調整, 使用料報告等)	◎	○ 使用許可
6	災害時対応 (待機連絡体制確保, 被害調査・報告, 応急措置等)	◎	○ 指示
7	災害復旧 (本格復旧)		◎
8	施設, 設備等の改修及び修繕等	施設, 設備の大規模な改修及び修繕 (資産価値の向上や耐用年数の延長につながるもの)	◎
		上記以外のもの	◎
9	指定解除による損害 (指定管理者の責めに帰すべき事由による)	◎	
10	管理瑕疵責任	設計や構造にかかるもの	◎
		運営や日常的維持管理にかかわるもの	◎
11	損害賠償	施設等の管理上の瑕疵による利用者への損害	◎
		上記以外のもの	協議事項
12	保険加入	火災保険	◎
		施設賠償責任保険 第三者賠償保険	◎
13	施設利用者の被災に対する責任		◎

